

小国町地熱資源活用審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小国町地熱資源の適正活用に関する条例（平成27年小国町条例第32号。以下「条例」という。）第7条第1項の小国町地熱資源活用審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査、審議等を行い、町長に答申する。

- (1) 地熱資源の活用に関する事項
- (2) 地熱資源を活用した地域振興策に関する事項
- (3) 「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」（平成24年3月環境省自然環境局策定）に定められている事項
- (4) 環境及び景観との調和に関する事項
- (5) 既存の温泉及び既存地熱・温泉熱発電所への影響に関する事項
- (6) その他の事項

(委員)

第4条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 町議会議員 2人
- (3) 町総務課長 1人
- (4) 地域住民の代表 8人以内
- (5) 温泉井所有者の代表 2人
- (6) 前各号に掲げる者のほか、関係団体の代表等 若干名

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(役員)

第6条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、第4条第2項第1号に掲げる者から、委員の互選により定める。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。会長

及び副会長とともに事故があるときは、年長の委員が会長の職務を行う。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第8条 審議会において、必要があると認めるときは、温泉法に基づく申請者その他関係者の出席を求め、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

(オブザーバー)

第9条 審議会には、地熱資源の適正活用に関する意見を聴くためにオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは会長の要請により審議会に出席し、意見を述べるものとする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、担当課で行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。